

本研究は、植民地朝鮮で展開された映画政策について、政策の根幹を成す法令と管理対象となる産業部門を合わせ、総合的に考察することを目的とする。最近、植民地朝鮮の映画政策に関する研究は大きく前進し、映画史の中で付随的に扱われるのではなく、一つのテーマとして独立した形で、映画政策が総動員体制や同化政策にいかに関与したのかが具体的に論じられている。これらの研究は主に日本で行われてきたが、近年、韓国においても植民地期の映画政策研究は、文化政策の重要性への認識と共に盛んになっている。しかし、関心が高まる一方で、この時期に関する多くの資料が日本に残され、日本語で記述されていることが研究の障害になっていた。不利な条件の中、映画政策が戦争動員のイデオロギーをどう構築したのかに関する研究が出される一方、今まで「親日」問題と関わっていたため、明らかにされてこなかった朝鮮映画界を再検討すべきだという見解も示され、既存研究の問題が指摘されてきている。

ところで、そもそも映画政策には産業統制の目的が含まれているために、政策研究では産業がいかなる方向に動かされたのかを検討すべきであるが、植民地朝鮮の映画政策と産業を総合的に考察した研究はまだ行われていない。今回の研究では政策と共に、製作・配給・興行という映画産業構造を把握することによって、映画史研究を含め映画政策研究においても見落とされていた、朝鮮映画産業の根本的な限界を探ると共に、朝鮮における映画政策が目指した効果を再考することにしていきたい。

日本の基本的な対植民地政策は「同化政策」であったため、朝鮮の映画政策もその枠組の中で展開された。即ち、植民地朝鮮の映画政策は日本のそれに連動する形をとったのである。日本では満州事変以降、映画を国策として扱うことが打ち出され、映画統制概念として「映画国策」が登場したが、その概念をもとに朝鮮で「活動写真映画取締規則」(1934)「朝鮮映画令」(1940)「朝鮮映画新体制」(1942)が戦時経済体制と噛み合って展開するようになる。しかし、同じ法案を日本から植民地朝鮮に持ち込むような形をとったとしても、その実際的な運用においては日本とかなり異なる様子を呈していた。これは朝鮮で絶対的な権力を握っていた総督の裁量行為の影響もあるが、根本的には日本の映画産業を基準に作成された法案が朝鮮の事情とは合わなかったことが原因であると考えられる。

日本の法律を基礎にしながらも、総督の権限によって朝鮮独自の運営方式を採った朝鮮映画政策は、戦後15年以上を経た1961年、軍事クーデターで権力を握り、植民地時代の遺産を土台として社会を構築しようとした朴正熙政権の下で復活するようになる。映画産業の「育成」を掲げ定められた韓国映画法(1962)は植民地時代の朝鮮映画令をもとに作成されたとされている。今まで韓国映画法は言論統制の一環として設けられた「悪法」として糾弾されてきたが、韓国映画法を根拠法として映画産業を育成する意図が含まれていたと思われる。今回の研究は「負の遺産」として残された朝鮮映画国策を新たな角度から検証し、その意味を考察することによって、これからの文化政策を再考することに力点をおきたい。